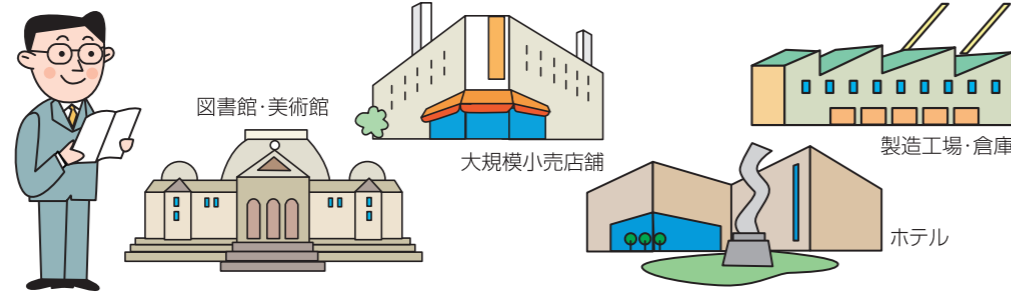


## 特定建築物について

大阪市では、廃棄物を多量に排出する建築物を「特定建築物」として、その所有者または管理者に以下の義務規定を条例と規則で定めています。



### 減量推進・適正処理促進の対象となる建築物（条例第9条第1項・規則第3条）

- ①「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル管理法」）第2条に規定する特定建築物  
**対象となる建築物**…規模・要件について詳しく知りたい方は、環境局までお問い合わせください（裏面参照）  
 事務所・店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・旅館・ホテル・遊技場・各種専門学校などで住居などの特定用途を除く延床面積が3,000㎡以上の建築物（ただし、学校教育法に規定する学校については、8,000㎡以上が対象）
- ②事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000㎡以上の建物
- ③製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建物
- ④「大規模小売店舗立地法」（通称「大店立地法」）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ⑤その他、市長が特に必要と認める建物

### 対象となる建築物の所有者又は管理者の義務（条例第9条第2,3項・規則第4,5条）

- ①所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物の減量推進及び適正処理に関する1年間の計画を立案し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」を作成し、大阪市長に提出しなければなりません。（提出期限：毎年4月30日）
- ②所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」を選任し、大阪市長に届け出なければなりません。  
 この場合、廃棄物の管理上、建物ごとに「廃棄物管理責任者」を選任し届け出てもらうことがあります。

### 廃棄物管理責任者の職務（条例第9条第3項）

- ①廃棄物の実態把握…当該年だけでなく、前年の廃棄量と再生量実態を把握するようにしてください。
- ②減量・資源化のための具体的計画の立案…前年度実績量を上回るような計画を立ててください。
- ③目標値の設定…具体的な数字を設定してください。
- ④社員・テナントの啓発…設定数値の教示と、それに向けた具体的な取り組みを全員に示してください。
- ⑤計画の実行…計画を実行に移せる環境を整備してください。
- ⑥進行状況のチェック…常に進捗状況をチェックしてください。

### 占有者（テナント事業者）の義務（条例第9条第5項）

占有者（テナント事業者）は、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理について当該建築物の所有者や管理者に協力しなければなりません。

### 立入検査の実施（条例第36条・指導要綱5）

事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実施されているかどうかについて、当該建築物に対し立入検査を行い、必要な指導や助言を行います。

立入検査は次の要領で行います。

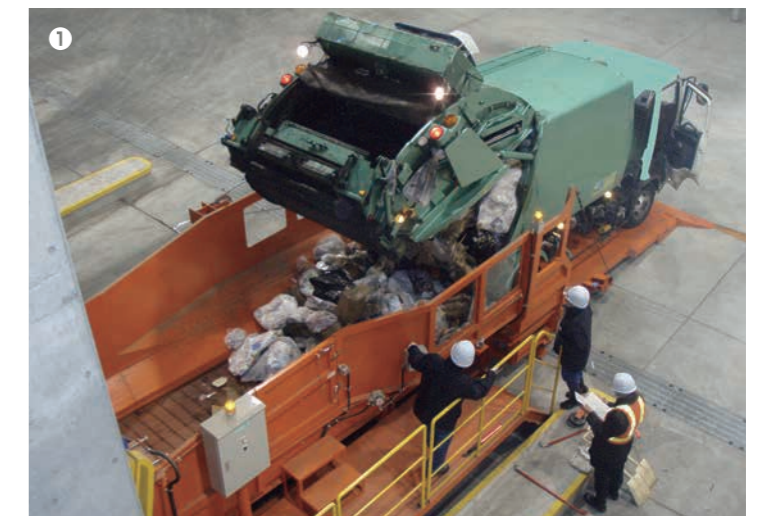
- ①計画実施状況の確認等に関し、必要に応じ各建築物に対し、立入検査を行います。
- ②条例に規定された「立入検査職員証」を携帯した本市職員が行います。
- ③廃棄物管理責任者は、あらかじめ計画実施状況や改善状況の点検等を行うとともに必要書類を揃えておいてください。
- ④立入検査を行った建物には、「立入検査結果通知書」を交付します。
- ⑤「立入検査結果通知書」は、内容確認のうえ署名捺印してください。

## 焼却工場における搬入物の検査

焼却工場へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物（主に発泡スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類）や資源化可能な紙類などの搬入不適物の混入が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。

検査において搬入不適物が発見されれば収集業者から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、大阪市から事業系廃棄物適正処理啓発指導員等が個別に赴き、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて啓発指導を行っています。

①焼却工場にて、搬入する収集業者に対して、搬入物検査を実施しています。



②搬入不適物であるペットボトルの混入



③搬入不適物である廃プラスチック（トレーなど）の混入



④搬入不適物である医療系プラスチックの混入



⑤搬入不適物である資源化可能な紙類の混入



### ごみの排出には中身の見えるごみ袋をお使いください

大阪市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成20年1月から排出指定制度を導入し、ごみを排出する際には「中身の見えるごみ袋（透明または半透明）」を使用するよう指定しています。

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）を排出する際には、「中身の見えるごみ袋」を使用してください。

